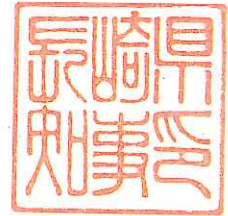


31 監 許 第357号  
令和 2年 1月24日

港祐産業（有）

代表取締役  
山内 雅登 様

長崎県知事 中村 法道



一般 建設業の許可について（通知）

令和 元年 1 2月 2 7日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので通知する。

記

許 可 番 号	長崎県知事 許 可（ 般 ー 1 ） 第 14061 号
許 可 の 有 効 期 間	令和 2年 1月 27日 から 令和 7年 1月 26日 まで
建 設 業 の 種 類	

土木工事業  
石工事業  
舗装工事業  
水道施設工事業

とび・土工工事業  
鋼構造物工事業  
しゅんせつ工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 6年 12月 27日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)